

# なごみ

第 215 号  
2020年2月1日 発行  
編集・発行  
和東町人権啓発課  
(人権ふれあいセンター内)  
TEL 0774-78-3488  
FAX 0774-78-3212

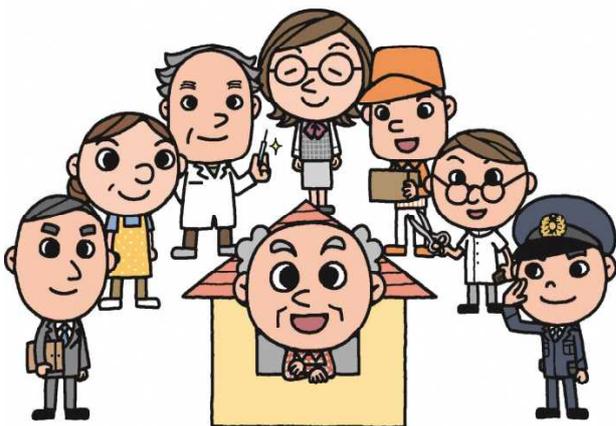
## 高齢者を狙う詐欺

高齢者をターゲットにした詐欺被害は年々増加しています。振り込め詐欺・リフォーム詐欺など、手口は様々です。特にひとりの暮らしの高齢者は狙われやすく、巧妙に近づいてきます。普段話し相手がいなくて、孤独を感じている高齢者は親切にされたり、親身に

話を聞いてくれたりする相手を信用してしまいがちです。警察官や銀行員の服装を真似て近づいてくることもあります。高齢者がターゲットにされやすいと考えられる理由は、定年退職後でお金を持っている、年齢と共判断力が鈍くなっているから騙しやすいと思われるなどがあると考えられ

ます。被害を未然に防ぐためには、家族や周囲のサポートが重要となります。普段から顔を会わせる機会を多くして相談しやすい環境をつくっておくことが大切です。高齢者の方が気をつけるべきことは、一人で悩まないということ。身に覚えのない請求書が送られてきたり、電話がかかってきた時は、その場ですぐに判断しないで、家族や近隣の人に相談したり、内容を確認してもらうようにしてください。

長年働いて貯めた大切な財産を、騙し取られないように、自分も騙される可能性があるというのを、意識してください。



# みんなで築こう 人権のまちづくり

詐欺被害を未然に防ぐためには、高齢者自身が意識を持つことが重要です。自分は騙されない、大丈夫だと過信しないでください。気づかないうちに被害にあっている場合もあります。

## 消費者センターが提示している詐欺被害にあわないための対策ポイント チェック項目「さいふをまもる」

- 「さ」 誘い文句にのせられないこと
- 「い」 家の戸や財布にしっかり鍵をかける
- 「ふ」 不審な人物へ注意すること
- 「を」 お断り上手になること
- 「ま」 まず、家族や消費者センターに相談すること
- 「も」 もしもの時に備えておくこと
- 「る」 留守番やひとり暮らしもこれらの対策や注意を守るとあんしんできる

高齢者がひとり暮らしの場合は、第三者にはわからない合言葉を家族間や信頼のできる人と決めておいたり、電話番号が変わった時は口頭で伝えるように決めておくことも詐欺被害を未然に防ぐことになります。



法務大臣から委嘱された人権擁護委員さんが相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談下さい。

### 2月の相談日

- 月日：2月27日（木）
- 時間：午後1時30分から4時まで
- 場所：人権ふれあいセンター

また、人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

